

○こども家庭庁告示第八号

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）及び児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和五年内閣府令第七十二号）の施行に伴い、児童福祉法等の一部を改正する法律及び児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する告示を次のように定める。

令和六年三月二十九日

こども家庭庁長官 渡辺由美子

告示

（国立武蔵野学院附属人材育成センター入所等規程の一部改正）

第一条 国立武蔵野学院附属人材育成センター入所等規程（昭和三十八年厚生省告示第二百六十三号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改 正 後	改 正 前
(教科)		
第四条 養成部及び研修部の教科は、こども家庭庁長官の承認を得てセンター長が定めるものとする。		第四条 養成部及び研修部の教科は、内閣総理大臣の承認を得てセンター長が定めるものとする。

<p>(入所資格)</p> <p>第五条 養成部に入所することができる者は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に掲げる要件に該当する者とする。</p> <p>一 全日課程 次に掲げるいずれかの者</p> <p>「イ」ハ 略</p> <p>二 大学、短期大学又は高等専門学校を卒業した者のうち、入所する日における年齢が満二十歳以上の者であつて、<u>子ども家庭庁長官又は地方公共団体の長が推薦する者</u></p> <p>二 通信課程 次に掲げるいずれかの者</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ 次のいずれかに該当する者であつて、<u>児童相談所の業務若しくは児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十条の二に規定する子ども家庭センター（以下単に「子ども家庭センター」という。）の業務に従事する地方公共団体の職員又はこれらの業務に従事する見込みがある地方公共団体の職員であるものうち、当該地方公共団体の長が推薦する者</u></p> <p>(1) 「略」</p> <p>(2) 保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある児童相談所又は<u>子ども家庭センター</u>にあつては、保育士又は当該事業実施区域内に係る国家戦略特別区域限定保育士）であつて、指定施設において二年以上相談援助業務に従事したものを</p> <p>〔3〕・〔4〕 略</p> <p>2 「略」</p> <p>(施行細則)</p> <p>第十三条 この規程の施行に関し必要な細則は、<u>子ども家庭庁長官の承認を得てセンター長が定めるものとする。</u></p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>(入所資格)</p> <p>第五条 養成部に入所することができる者は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に掲げる要件に該当する者とする。</p> <p>一 全日課程 次に掲げるいずれかの者</p> <p>「イ」ハ 同上</p> <p>二 大学、短期大学又は高等専門学校を卒業した者のうち、入所する日における年齢が満二十歳以上の者であつて、<u>内閣総理大臣又は地方公共団体の長が推薦する者</u></p> <p>二 通信課程 次に掲げるいずれかの者</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 次のいずれかに該当する者であつて、<u>児童相談所の業務若しくは児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十条の二に規定する拠点（以下単に「拠点」という。）の業務に従事する地方公共団体の職員又はこれらの業務に従事する見込みがある地方公共団体の職員であるものうち、当該地方公共団体の長が推薦する者</u></p> <p>(1) 「同上」</p> <p>(2) 保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある児童相談所又は<u>拠点</u>にあつては、保育士又は当該事業実施区域内に係る国家戦略特別区域限定保育士）であつて、指定施設において二年以上相談援助業務に従事したものを</p> <p>〔3〕・〔4〕 同上</p> <p>2 「同上」</p> <p>(施行細則)</p> <p>第十三条 この規程の施行に関し必要な細則は、<u>内閣総理大臣の承認を得てセンター長が定めるものとする。</u></p>	<p>(児童福祉法施行規則第六条の三第二項に規定することも家庭庁長官の定める修業教科目の一部改正)</p> <p>第二条 児童福祉法施行規則第六条の三第二項に規定することも家庭庁長官の定める修業教科目（平成七年厚生省告示第三十一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p> <p>改 正 後</p> <p>児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第六条の三第二項に規定することも家庭庁長官の定める修業教科目は、<u>児童福祉法施行規則第六条の二の三第一項第三号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法（平成十三年厚生労働省告示第九十八号）別表第一の教科目の欄に掲げる教科目及び別表第二に掲げる全ての系列に係る教科目とする。</u></p>	<p>(児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第六条の三第二項に規定することも家庭庁長官の定める修業教科目は、児童福祉法施行規則第六条の二の第二項第三号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法（平成十三年厚生労働省告示第九十八号）別表第一の教科目の欄に掲げる教科目及び別表第二に掲げる全ての系列に係る教科目とする。</p> <p>改 正 前</p>
--	--	--	--

（児童福祉法施行規則第六条の二の二第二項第三号の指定保育士養成施設の修業科目及び単位数並びに履修方法の一部改正）
第三条 児童福祉法施行規則第六条の二の二第二項第三号の指定保育士養成施設の修業科目及び単位数並びに履修方法（平成十三年厚生労働省告示第九十八号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
児童福祉法施行規則第六条の二の三第一項第三号の指定保育士養成施設の修業科目及び単位数並びに履修方法 （修業科目及び単位数） 第一条 児童福祉法施行規則第六条の二の三第一項第三号に規定する修業科目及び単位数は、次の各号に掲げる科目及び単位数とする。 「一〇三 略」	児童福祉法施行規則第六条の二の二第二項第三号の指定保育士養成施設の修業科目及び単位数並びに履修方法 （修業科目及び単位数） 第一条 児童福祉法施行規則第六条の二の二第二項第三号に規定する修業科目及び単位数は、次の各号に掲げる科目及び単位数とする。 「一〇三 同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

（児童福祉法第十三条第三項第七号のことも家庭庁長官が定める講習会の一部改正）
第四条 児童福祉法第十三条第三項第七号のことも家庭庁長官が定める講習会（平成二十九年厚生労働省告示第三百三十号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
児童福祉法第十三条第三項第八号のことも家庭庁長官が定める講習会 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十三条第三項第八号のことも家庭庁長官が定める講習会は、次の条件を満たすものとする。 「一〇六 略」	児童福祉法第十三条第三項第七号のことも家庭庁長官が定める講習会 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十三条第三項第七号のことも家庭庁長官が定める講習会は、次の条件を満たすものとする。 「一〇六 同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

（児童福祉法施行規則第六条第十二号のことも家庭庁長官が定める講習会の一部改正）
第五条 児童福祉法施行規則第六条第十二号のことも家庭庁長官が定める講習会（平成二十九年厚生労働省告示第三百三十四号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第六条第十二号のことも家庭庁長官が定める講習会は、児童福祉法第十三条第三項第八号のことも家庭庁長官が定める講習会（平成二十九年厚生労働省告示第三百三十号）で定める講習会とする。	児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第六条第十二号のことも家庭庁長官が定める講習会は、児童福祉法第十三条第三項第七号のことも家庭庁長官が定める講習会（平成二十九年厚生労働省告示第三百三十号）で定める講習会とする。

附 則

（適用期日）

- この告示は、令和六年四月一日から適用する。
 （国立武蔵野学院附属人材育成センター入所等規程の一部改正に伴う経過措置）
- この告示の適用前に第一条の規定による改正前の国立武蔵野学院附属人材育成センター入所等規程（次項において「旧規程」という。）第四条、第五条第一項第一号二及び第十三条の規定により内閣総理大臣がした承認又は推薦は、この告示の適用後は、第一条の規定による改正後の国立武蔵野学院附属人材育成センター入所等規程（次項において「新規程」という。）第四条、第五条第一項第一号二及び第十三条の規定によりことも家庭庁長官がした承認又は推薦とみなす。
- この告示の適用の日の前日において、旧規程第五条第一項第二号ロに規定する拠点であった施設のうち、児童福祉法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正後の児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十号各号（第四号を除く。）に掲げる業務の用に供するものであつて、かつ、新規程第五条第一項第二号ロに規定することも家庭センターに該当しないものは、同項（同号ロに係る部分に限る。）の規定の適用については、同号ロに規定することも家庭センターとみなす。